

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する工場又は事業場から排出される廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加」に対する意見の募集結果について

【概要】

今般、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律 105 号）に基づく特定施設の追加が予定されているところですが、当該特定施設を設置する工場又は事業場から排出される廃棄物を特別管理産業廃棄物に追加するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）の一部改正を行う予定です。

本改正について、平成 15 年 11 月 26 日から 12 月 9 日まで、広く国民の皆さまからご意見をお聞きするため、意見の募集（パブリック・コメント手続）を行いました。意見の提出はありませんでした。

【意見の提出状況】

郵送によるもの	0 件
ファクシミリによるもの	0 件
電子メールによるもの	0 件
計	0 件
意見のべ総数	0 件

今回は、意見の提出はございませんでしたが、今後とも廃棄物行政の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。